

第482回（定例）福崎町議会会議録

平成30年12月7日（金）
午前9時30分開会

1. 平成30年12月7日、第482回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 松岡秀人 | 8番 | 山口純 |
| 2番 | 柴田幹夫 | 9番 | 牛尾雅一 |
| 3番 | 三輪一朝 | 10番 | 富田昭市 |
| 4番 | 北山孝彦 | 11番 | 小林博 |
| 5番 | 前川裕量 | 12番 | 石野光市 |
| 6番 | 河嶋重一郎 | 13番 | 城谷英之 |
| 7番 | 木村いづみ | 14番 | 高井國年 |

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

| | | | |
|-------------|------|---------------|------|
| 町 長 | 橋本省三 | 副 町 長 | 尾崎吉晴 |
| 教 育 長 | 高寄十郎 | 上下水道事業管理者 | 近藤博之 |
| 技 監 | 吉栖雅人 | 会 計 管 理 者 | 小幡伸一 |
| 総 務 課 長 | 山下健介 | 企 画 財 政 課 長 | 吉田利彦 |
| 税 務 課 長 | 尾崎俊也 | 地 域 振 興 課 長 | 松田清彦 |
| 住 民 生 活 課 長 | 谷岡周和 | 健 康 福 祉 課 長 | 三木雅人 |
| 農 林 振 興 課 長 | 松岡伸泰 | ま ち づ く り 課 長 | 福永 聡 |
| 上 下 水 道 課 長 | 成田邦造 | 学 校 教 育 課 長 | 岩木秀人 |
| 社 会 教 育 課 長 | 大塚久典 | | |

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 報告第56号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 5 報告第57号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第58号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第59号 福崎町駅前観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第 8 議案第60号 福崎町辻川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第 9 議案第61号 福崎町辻川界限歴史・文化館の設置及び管理に関する条例の

制定について

- 第 1 0 議案第 6 2 号 大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 6 3 号 福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 6 4 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 4 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 5 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 6 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 7 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 8 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 7 2 号 福崎町道路線の廃止及び認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 5 6 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 報告第 5 7 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 5 8 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 5 9 号 福崎町駅前観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 0 号 福崎町辻川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 1 号 福崎町辻川界限歴史・文化館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 6 2 号 大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 6 3 号 福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 6 4 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 4 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 5 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 6 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

-) について
- 第 17 議案第 69 号 平成 30 年度福崎町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 18 議案第 70 号 平成 30 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 19 議案第 71 号 平成 30 年度福崎町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 20 議案第 72 号 福崎町道路線の廃止及び認定について

1. 開会

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 議員の皆様方におかれましては、早朝からご参集いただき、誠にありがとうございます。
- 第 482 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 師走を迎え、今年もいよいよ残すところ一月足らずとなり、日ごとに寒さが増し、冬の訪れを感じる季節となってまいりました。
- さて、本定例会に提案されます案件は、議案第 56 号から議案第 72 号までの 17 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力を賜りますよう、お願いいたします。
- ただいまの出席議員数は、14 名でございます。
- 定足数に達しております。
- よって、第 482 回福崎町議会定例会が、成立したことを宣告いたします。
- また、事務局及び総務課から写真撮影の申し出がありますので、撮影を許可いたします。
- ただいまから、第 482 回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により議長が指名いたします。
- 5 番、前川裕量議員
13 番、城谷英之議員
以上の両議員をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

- 議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 去る 11 月 30 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いし、既に皆様のお手

元に配付しております日程表案のとおり、本日から12月20までの14日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月20までの14日間といたします。

日程第3 諸報告

議長 日程第3は、諸報告であります。
11月15日の第481回臨時会閉会后、本日までの議会活動報告については、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

11月21日、衆議院議員会館、参議院議員会館において、議長が地元選出等国会議員に対し、内水対策事業の推進による浸水被害の軽減などについて要望してまいりました。

同じく11月21日、NHKホールにおいて、第62回町村議会議長会全国大会が開催され、議長が出席いたしました。

同じく11月21日、福崎幼稚園、福崎小学校において、福崎町民主化推進協議会指定人権教育実践発表会が開催され、副議長が出席いたしました。

11月23日、第29回福崎町自然歩道を歩こう大会が開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、議案第56号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第72号、福崎町道路線の廃止及び認定についてまでの17件を議題といたします。これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆様、おはようございます。

第482回福崎町議会定例会を開催しましたところ、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年も、残すところ20日余りとなりました。年々歳々、人同じにあらずと言われてはいますが、この1年を振り返りますと、昨年を引き続き全国的に自然災害の多い年でありました。

地震災害におきましては、6月に発生した大阪北部地震で登校中の児童が倒壊した学校のブロック塀に巻き込まれ犠牲となりました。9月の北海道の地震では至るところで土砂崩れが発生し、多くの民家が押し潰されました。

風水害では、平成最悪の水害といわれた7月豪雨、また、7月下旬からは台風が毎週のように上陸し、日本各地の至るところで災害をもたらしました。特に台風21号では、強風により関西国際空港が高潮で数日間閉鎖に追い込まれました。また、各地で電柱などの送電線が多数損壊し、近畿地方だけで225万戸の大規模停電を起こしました。

幸い本町では大きな被害はありませんでしたが、いつ想定外の大災害が発生するかわかりません。各地で起こる災害の教訓を胸に、自助、共助、公助の役割を住民と共有できるよう、防災訓練の充実や広報による啓発など、万全の対応で進めていく所存であります。

本年、忘れてはならないのが、7月中旬の連日の酷暑です。小1児童が校外学習から学校に戻り、その後、熱中症で亡くなるなど各地で熱中症が多発しました。今議会に上程した補正予算では、小中学校の空調設備整備費を追加し、全学年の普通教室等全てに空調設備を設置いたします。また、ブロック塀の撤去費用の助成についても計上させていただきました。

さて、福崎駅前では、観光交流センターの骨組みができ上がり、いよいよ駅周辺の施設整備が目に見える形で進んでまいりました。5年という限られた期間で、ほぼ計画どおり推進できましたのも、議員の皆様を初め、多くの住民の熱意が後押しとなり、要望活動の成果としてここまで来られたことを大変うれしく思っています。

年が明けますと、次々と各施設が完成します。駅前観光交流センターは駅周辺の人々の交流の核として、辻川観光交流センターや移築復元する旧辻川郵便局は、辻川界隈の歴史文化を活用した観光と文化の核として、町の活性化に大いに寄与してくれるものと信じているところであります。施設がオープンすると、新たな駅前、辻川界隈が誕生します。そして、来年は町民挙げて駅前と辻川の新たな門出を祝いたいものであります。

これらの駅周辺整備や防災事業を初めとした工事の入札に当たっては、最低制限価格制度を取り入れ、品質の確保を図っています。しかしながら、公共工事が減少し、低価格入札が増加しています。このような状況は、企業経営の圧迫や下請、資材業者へのしわ寄せなど、工事の品質低下につながる恐れもあることから、適宜、見直しを実施する方向で進めております。このたび、社会情勢や近隣市町の動向を踏まえ、最低制限価格において一定の引き上げを行いました。今後も状況を踏まえ、柔軟に対応していきたいと考えています。

インフルエンザの流行が心配される時期となりました。これからもまだまだ寒くなってきます。高齢者の皆様を初め、中学生3年生までの子どもたちには予防接種の助成制度があります。ぜひこの制度を利用し、この冬を乗り切ってもらいたいものであります。

続きまして、各課からの事業報告であります。

総務課につきましては、平成30年度職員採用の第2次試験を11月15日に実施いたしました。一般行政職は9名が受験し、合格2名、補欠合格3名、不合格4名で、保健師は1名が受験し、合格となりました。

嘱託・臨時職員の募集につきましては、町広報誌、区長文書回覧などでお知らせしましたが、採用募集受付を平成30年12月21日から28日まで行います。なお、試験日は1月11日としています。

選挙人名簿登録者は、12月1日の基準日現在、男子7,498人、女子8,154人、計1万5,652人となっています。前回の基準日より2名の減となっているところであります。

企画財政課につきましては、平成30年度予算編成指示会議を11月12日に開催しました。職員には、私から予算編成方針について、「福崎町財政を見ると非常に厳しい状況であるが、持続可能な財政運営を堅持していかなければならない。その中でも、選択と集中の徹底を図るとともに、住民の皆様のニーズを的確に把握し、応える、安全安心なまちづくり、健やかな社会づくりへの取り組みに

向け予算組みするように」と指示をいたしました。

総合計画の見直しにつきましては、基本構想の修正案並びに後期基本計画の原案を作成し、総合計画審議会に諮っています。今後、議員各位にもご意見をいただきながら、策定していきたいと考えています。

地域振興課では、11月4日、第45回福崎秋まつりを、ひょうご森のまつり2018と合同開催いたしました。兵庫県荒木副知事や遠野市飛内副市長を初め、町内外からもたくさんの方をお迎えし、商工会を中心とした産業祭や公民館クラブ活動発表会、食育イベントなど住民の方が主体となつてつくるまつりを多くの人に楽しんでいただきました。

第5回全国妖怪造形コンテストは、台湾のほか全国各地から、一般部門166点、ジュニア部門42点、合計208点の応募がありました。審査は、造形分野の専門家並びに町関係者などの審査員によって行い、入賞作品を決定いたします。なお、結果は本日、造形コンテストのホームページにて公表したいと思つているところであります。

住民生活課からは、10月19日、第26回全国消防操法大会が富山県広域消防防災センターで開催され、福崎町消防団庄分団が小型動力ポンプの部で兵庫県代表として出場し、準優勝というすばらしい成績をおさめました。

11月18日にはエルデホールにおいて多くの来賓のご臨席を賜り、祝賀会を開催いたしました。消防団非常呼集訓練を11月11日早朝に実施し、秋季全国火災予防運動による町内防火パレードも実施いたしました。

第29回自然歩道を歩こう大会を11月23日、東コースで実施し、天候にも恵まれ、町内外から1,335人の参加がありました。

12月1日から12月10日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施しています。本日も早朝から交通安全キャンペーンを実施させていただきました。

12月26日から12月30日まで消防団年末特別警戒を実施いたします。また、消防団出初式を来年1月13日に田原小学校で開催いたします。

健康福祉課では、老人グラウンドゴルフ大会を10月25日に開催し、42チーム、252人の参加があり、盛大に実施することができました。

11月17日と18日にまちぐるみ健診未受診者を対象に、後期の特定健康診査とがん検診を実施いたしました。国民健康保険の特定健診は、人間ドックも合わせて1,222人が受診され、受診率は38.3%となりました。

農林振興課では、10月14日に田口の新池でため池教室が開催され、町内外の小学生・中学生22名とその保護者らが参加いたしました。実際にため池の中に入って、泥だらけになりながら魚を捕ったりして、ため池の仕組みや生息する生き物について学習いたしました。

10月19日、市川町保健福祉センターにおいて神崎郡農業委員会協議会の研修が開催され、「地域に根差した農業委員会活動について」と題した講演に郡内農業委員約70名が参加いたしました。

12月1日、第16回銀の馬車道ため池ウォーキングが西光寺野土地改良区の主催で、姫路市農業振興センターを会場に開催され、約160名の方が奥池・長池、銀の馬車道など各史跡をめぐる約11キロメートルのコースを歩きました。

まちづくり課では、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や、長野橋、七種川橋ほかの補修工事を、内水対策事業では町道大貫山田線の中国自動車道アンダーボックス部分の冠水対策を進めています。また、公共交通網形成計画に基づき、再編したコミュニティバスのサルビア号の利用増を図るとともに、

空き家の適正な管理に関する条例に基づき、危険な空き家の所有者等に対する指導や、空き家の利活用を進めてまいります。福崎町東部工業団地の拡張につきましては、農業振興用地の除外に向け、関係機関と調整を進めています。

上下水道課におきましては、水道事業では、施設の耐震化を目的に工業団地配水池の更新工事を進めています。また、西大貫地区においては、送水管更新跡の舗装本復旧工事に着手いたしました。委託業務につきましては、水道事業の健全な経営と安全安心な給水を持続するため、今後10年間の計画期間とする水道事業ビジョン・経営戦略の策定を進めています。

下水道汚水整備事業では、長目地区コミュニティプラントの公共下水道への切り替え工事及び福崎企業団地において下水道管敷設跡の舗装本復旧工事を進めています。また、委託業務として福崎浄化センターの延命化を検討するため、ストックマネジメント計画を策定しています。

雨水整備事業では、川端雨水幹線の市川放流口の工事に着手いたしました。また、南田原地区の浸水被害を軽減するため、昨年度に引き続き、川すそ雨水幹線の工事を実施いたします。委託業務につきましては、川すそ川上流部の詳細設計及び直谷第2雨水幹線の事業化に向けた手続きを進めてまいります。

学校教育課におきましては、11月22日に第1回福崎町長寿命化計画策定検討委員会を開催し、実態把握と基本方針の案を提示いたしました。今後は、施設整備の優先順位、コストの見直しを検討してまいります。

第2期子ども・子育て支援事業計画においては、11月末に、就学前の児童及び小学生児童の全保護者を対象にアンケートを配付、年末までにアンケートを回収し、分析を進めてまいります。

社会教育課におきましては、歴史民俗資料館で、明治150年を記念し、特別展「明治の福崎～福崎の近代化と明治の人々」を開催し、明治期の福崎地域の歴史を振り返るとともに、その時期活躍した福崎ゆかりの人物も紹介しました。

大庄屋三木家住宅では、7代当主・通深に焦点を当てた「三木家好学の当主三木通深」と題した特別展示を行いました。

第6回柳田國男ふるさと賞の入賞作品を集めた「福崎子どもふるさと展」を10月30日から12月9日まで柳田國男松岡家記念館で開催しています。

老人大学祭を11月10日・11日に文化センターで実施し、各部の展示や記念式典、演奏会が行われました。

人権・青少年健全育成フェスティバルを、明日、エルデホールで開催いたします。小中学生の体験発表や、作家で僧侶の家田莊子さんに、「一緒に生きていきましょう～生きるということ～」と題した講演をしていただきます。

平成31年成人式を、来年1月14日にエルデホールで実施いたします。現在、成人式に向け、実行委員会で準備を進めているところであります。

さて、今議会に提出した議案は17件であります。

議案第56号は、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員尾上定信氏が任期満了のため、さらに同氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第57号及び議案第58号は、平成30年の人事院勧告に基づく改正で、賞与を0.05カ月引き上げ、あわせて一般職は給料を平均0.2%増額させる等の改正で、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

議案第59号から議案第63号までは、福崎駅周辺整備事業等で完成予定の福崎町駅前観光交流センター、福崎町辻川観光交流センター、福崎町辻川界限歴

史・文化館及び福崎駅前広場の施設、並びに、第1期の県指定文化財保存修理工事が完成した大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてで、それぞれの施設の今後の運営管理等について定めるものであります。

議案第64号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、未婚のひとり親家庭に対して寡婦等との不均衡を是正するための改正で、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用するものであります。

議案第65号、平成30年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてから議案第71号、平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）については、補正予算で職員の人事異動や平成30年度人事院勧告に伴う人件費のほか、特に一般会計では、小・中学校空調設備整備工事費や文珠荘施設改修工事費の補正が主なものとなっています。

議案第72号、福崎町道路線の廃止及び認定については、駅周辺の道路整備に伴い道路法の規定に基づき、2級駅文化センター線ほか3線を廃止し、新たに2級駅文化センター線ほか3線を認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、人事案件1件、条例改正3件、条例制定5件、補正予算7件、その他1件の全17件となっています。

詳細説明は、副町長ほか、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第4 議案第56号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第4、議案第56号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第56号について、ご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任は、地方税法第423条に基づくもので、町の住民、町税の納税義務者または固定資産の評価について学識経験の有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものと定められています。委員の定数は3名で、任期は3年であります。その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された評価額に対する不服申立があった場合に、評価額の審査決定を行います。

現委員の尾上定信氏が、12月19日に任期満了となり、再任をお願いするものです。

それでは、尾上定信氏の経歴等を説明させていただきます。住所は神崎郡福崎町大貫45番地、生年月日は昭和23年5月20日生まれの現在70歳でございます。昭和42年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。

職歴といたしましては、昭和42年4月に日本電信電話公社に入社され、各支店等の課長を経て、平成9年3月にNTT物流サービス株式会社神戸店店長に就任、平成11年3月に退職され、平成15年4月からは庭公房おのえを経営されています。

役職歴といたしましては、平成24年12月から固定資産評価審査委員会委員を、平成25年12月からは民生児童委員を務めていただいております。

尾上氏は、地域住民の代表として固定資産評価審査委員に適任であり、職責を全うされており、今回再任をお願いするものです。

議案第56号資料に「私の抱負」と任期表をお示ししていますので、ご参照ください。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。ご賛同賜り、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

日程第5 議案第57号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第58号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第5、議案第57号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第58号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。両案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第57号、第58号について、説明をいたします。

この議案は、平成30年8月の人事院勧告に係るものでございます。

今年の人事院勧告は、月例給、期末勤勉手当とも増額の勧告となり、5年連続の増額となりました。人事院の給与勧告の骨子につきましては、議案第58号資料の9ページにお示ししておりますので、ごらんいただけたらと思います。

福崎町では、国の人事院勧告に倣い、月例給は公務員給与と民間給与との格差0.16%を埋めるため、行政職給料表の給料を平均で400円程度引き上げますが、民間の初任給との差があることから、若年層の引き上げに重点を置いております。

二つ目は、期末勤勉手当の引き上げでございます。0.05カ月引き上げとなりますが、勤務成績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分をしております。宿日直手当につきましては、4,200円を200円引き上げ4,400円といたします。また、平成31年度のボーナスは、民間の調査によると、6月と12月の差がほぼないところから、支給月数を同じとしています。これらの勧告を踏まえ、条例改正をしようとするものでございます。

まず、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条でございます。議案第57号資料の1ページをお開きください。

期末手当として、条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.05カ月引き上げ、100分の227.5を100分の232.5としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

下段は第2条関係でございます。これは、平成31年度以降の期末手当でございます。先に説明しましたように、民間に合わせ、6月、12月とも同額に改正するもので、条例第4条第2項の表中、6月1日及び12月1日の基準日に関して、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を100分の220としますほか、それぞれの在職期間に応じた支給率も改めております。この改正は、平成31年4月1日から施行するものです。

続きまして、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

改正でございます。

先ほどの、特別職の条例改正と全く同様の改正内容でございます。

なお、この改正によりまして、特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数は4.35カ月から4.40カ月となります。

続きまして、議案第58号の説明をさせていただきます。

議案第58号資料1ページをごらんください。新旧対照表で説明いたします。

福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。

条例第24条は、宿日直手当の改正で、現在4,200円を4,400円に引き上げます。

条例第28条第2項第1号の改正は、勤勉手当の改正で、12月の支給の勤勉手当を0.05カ月引き上げ、100分の95に改めるものでございます。第2号は再任用職員の改正です。別表第1、第7条関係は、行政職給料表を改めるもので、民間の初任給との差があることから、若年層に手厚い引き上げとなっております。平均で0.2%の引き上げです。世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた改正となっております。

この改正は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

6ページをごらんください。

第2条関係です。これは平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の改正で、先ほど説明しましたように、6月、12月の支給額を同額にしようとするものでございます。

第27条は、期末手当の改正で、第2項は6月、12月のそれぞれの支給月数をどちらも100分の130にするものでございます。第3項の改正は、再任用職員の改正です。

第28条は、勤勉手当の改正で、6月、12月勤勉手当をどちらも100分の92.5にするものでございます。同条第2項第2号の改正は、再任用職員の改正です。これにより、6月、12月とも同額になり、支給月数は合計で4.45カ月となります。

この改正は平成31年4月1日から施行します。

次のページは先ほど説明しました期末勤勉手当の改正を、臨時嘱託職員を含めわかりやすくしたものです。その次のページは、平成31年度からのものでございます。

今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、特別職、町職員合わせて年間で543万円の増額となります。

以上、議案第57号及び議案第58号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 日程第7 議案第59号 福崎町駅前観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 福崎町辻川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 福崎町辻川界限歴史・文化館の設置及び管理に関する条例の制定について

議 長 日程第7、議案第59号、福崎町駅前観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第9、議案第61号、福崎町辻川界限歴史・文

化館の設置及び管理に関する条例の制定についてまでを一括議題といたします。
各案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 議案第59号から議案第61号につきましてご説明申し上げます。

これらの3条例の制定につきましては、「誰もが訪れやすく、住みやすいまちづくり及び地域資源を活用した交流拠点づくり」を目標として取り組む都市再生整備計画に基づき、建設を進める二つの観光交流センターと移築整備を進める旧辻川郵便局につきまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、設置及び管理に関する事項を定めようとするものです。それぞれの施設の利活用方策につきましては、福崎駅周辺整備対策特別委員会におきましてご説明申し上げるとともに、ご提案をお受けしているところですが、宿泊の役務や飲食の提供等の業務も考えていることから、施設の管理運営につきましては、民間事業者としての機動性と弾力性を生かし、経営ノウハウを導入することが好ましいと判断し、指定管理者に管理を行わせることとしています。

また、二つの観光交流センターにつきましては、設置目的が異なるため、それぞれに条例を設けることとし、JR福崎駅前に整備を進める福崎町駅前観光交流センターにつきましては、交流をコンセプトとした観光案内や地域情報の発信、駅利用者の利便性向上にも配慮した拠点施設として活用を図ってまいります。

一方、もちむぎ、妖怪を生かした観光や、柳田國男ゆかりの地として、歴史的建造物が建ち並ぶ辻川地区の歴史・文化をコンセプトとした観光案内や地域情報の発信、特産品や妖怪グッズ等の販売や軽食の提供を行うなど、道の駅機能を有した福崎町辻川観光交流センターを設置いたします。

二つの施設が連携しながら、また、それぞれの特徴を生かせる公の施設として設置及び管理に関する条例を制定いたします。

それでは条例案に沿って議案第59号、福崎町駅前観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、説明いたします。

議案の次のページをごらんください。

第1条は、条例の趣旨としまして、福崎町駅前観光交流センターの設置及び管理に関する必要な事項を定めると規定しています。第2条、第3条では、公共交通機関の利用者の利便性向上を図るほか、地域の方の憩いの場としての活用や、観光情報、町内の企業情報を発信するなど、町民や来訪者の交流を促進し、地域のにぎわい創出や活性化に資するため、福崎町駅前観光交流センターを福崎町福田302番地11に設置することとしています。第4条には、目的を達成するために実施する事業を定め、第5条で管理を指定管理者に行わせることとし、指定管理者が行う業務を第6条に規定しています。第7条には、施設の開館時間及び休館日を規則を定めることとしており、第8条、第9条につきましては、利用料金に関する事項としまして、指定管理者の収入として収受させる利用料金制についての規定や、利用料金の決定についてはあらかじめ町長の承認を得ることが必要となる承認料金制、減免に関する事項などを定めています。また、第10条から第12条につきましては、施設の利用に関する事項として、利用の承認、制限、取り消しについて定めています。第13条は、指定管理者及び利用者に対する原状回復義務を、第14条につきましては、規則への委任を規定しています。

附則では、施行日を公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日としており、指定管理者の指定手続きや施設供用のために必要な準備行為につきましては、条例施行前でも行うことができると規定しています。

なお、議案第59号説明資料としまして、本条例の施行に伴い必要となる事項を定めた施行規則案を添付しておりますが、条例の附則第2項により条例施行前

に行う指定管理者の指定手続や供用に向けた準備行為につきましては、この規則の規定に基づき、公布の日から施行することとしています。

以上、議案第59号、福崎町駅前観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

次に、議案第60号、福崎町辻川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について説明いたします。

議案の次のページをごらんください。

この条例につきましては、先ほど説明申し上げました福崎町駅前観光交流センターの設置及び管理に関する条例と同様の規定をしておりますが、設置の目的が異なるため、別の条例として制定をお願いするものです。

第2条、第3条としまして、観光・歴史・文化に関する情報発信により辻川界隈の魅力を高め、町民及び来訪者の交流促進と特産品等を活用した地域振興に資するため、福崎町辻川観光交流センターを福崎町西田原1470番地1に設置することとしています。

以上、議案第60号、福崎町辻川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、福崎町辻川界限歴史・文化館の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。

この条例につきましても、先ほどと同様にこれまで説明してまいりました内容と異なる部分の説明とさせていただきます。

第2条、第3条としまして、福崎町辻川界限歴史・文化館は、大正時代の郵便局舎として平成20年に国の登録有形文化財に指定されており、その外観をできる限りとどめ、辻川界限での歴史と文化を町民や来訪者に伝え、交流を促進し、地域の活性化に資するため、福崎町辻川界限歴史・文化館を福崎町西田原1022番地1に設置するとしています。

また、附則では施行日を公布の日から2年を超えない範囲内において規則で定める日と規定しています。

以上、議案第61号、福崎町辻川界限歴史・文化館の設置及び管理に関する条例の制定に対する説明とさせていただきます。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第10 議案第62号 大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議 長 日程第10、議案第62号、大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 議案第62号、大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例は、保存修理工事が完了し、平成29年度から公開しております主屋と、まだ修理工事ができていない副屋、離れ、内蔵、米倉、酒蔵及び角倉とを区分し、規定をいたします。

先ほど地域振興課より提案説明でありましたように、公開しております主屋以外の部分につきましては、機動性、弾力性を持つ民間事業者の力をお借りし、修理、活用を目指します。活用部分では、宿泊の役務や飲食の提供等の業務も検討しておりますので、施設の管理運営につきましては、指定管理者に管理を行わせ

ることとしております。

それでは、議案の次のページをごらんください。

第1条は、条例の趣旨としまして、大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する必要な事項を定めることと規定しております。第2条は、目的としまして、大庄屋の遺構である三木家住宅を文化財として保存活用することにより、その価値を町内外の人々に伝え、地域の歴史や文化について理解を深めるとともに地域の活性化や文化の振興を図るために三木家住宅を設置することとしております。第3条は、名称と位置を規定しています。第4条では、定義としまして、現在公開しております主屋と保存修理工事ができず非公開としております主屋以外の規定をしています。議案資料3ページに参考図面をお示ししております。第5条は、施設の管理としまして、主屋は教育委員会、主屋以外は指定管理者に管理を行わせることとしております。第6条には、目的を達成するために実施する事業を定め、第7条で、指定管理者が行う業務を規定しております。第8条には、施設の開館時間及び休館日を規則で定めることとしており、第9条、第10条につきましては、利用料金に関する事項としまして、指定管理者の収入として収受させる利用料金制についての規定や、利用料金の決定についてはあらかじめ町長の承認を得ることが必要となる承認料金制、減免に関する事項などを定めております。また、第11条から第13条につきましては、施設の利用に関する事項として、利用の承認、制限、取り消しについて定めております。第14条は、指定管理者及び利用者に対する原状回復義務を、第15条につきましては、規則の委任を規定しています。

附則では、施行日を公布の日からとしておりますが、指定管理者に係る規定は2年を超えない範囲内において規則で定める日としております。指定管理者の指定手続や条例施行に伴う準備行為につきましては、条例施行前でも行うことができると規定しています。

なお、議案第62号説明資料としまして、本条例の施行に伴い必要となる事項を定めた施行規則案を添付しておりますが、条例の施行に合わせて制定することとしており、規則の施行日につきましては公布の日から、また指定管理者に係る規定につきましては、大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則で定める日から施行することとしております。

以上、議案第62号、大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いたします。

日程第11 議案第63号 福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について

議 長 日程第11、議案第63号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第63号につきまして、ご説明申し上げます。

福崎駅前広場につきましては、都市計画道路福崎駅田原線の駅前広場として平成28年12月26日に現在の形状への都市計画変更の決定を行いました。駅前広場は、道路事業と都市再生整備計画事業を組み合わせ整備を行ってまいりました。駅前広場のうち、交流広場部分につきましては、議案第59号で提案説明のあった駅前観光交流センターと一体的に指定管理者に管理を行わせることで、センターの開館時間中であればその場で手続きができ、観光交流センターと連携

することで、より交流広場の活用の幅が広がり、にぎわいの創出につながると考えております。

また、交通広場は道路施設でありますので、歩道の一部をイベント等に利用する場合は道路管理者の占有許可が必要となりますが、駅前広場の管理や適正な利用に支障を及ぼさない範囲で許可できる規定としております。駅前観光交流センターと福崎駅前広場が連携し、相乗効果が発揮できるようにする一方で、二つの施設は性質の違いから別々に公の施設として設置及び管理に関する条例を制定いたします。

それでは、条例案に沿って議案第63号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について、説明いたします。

議案の次のページをごらんください。

第1条は、条例の趣旨としまして、福崎駅前広場の設置及び管理に関する必要な事項を定めると規定しております。第2条及び第3条では、福崎駅周辺ににぎわいの創出、利便性の向上及び道路交通の円滑化を図る福崎駅前広場を福崎町福田301番地1に設置いたします。第4条には、管理を指定管理者に行わせることができるものとし、指定管理者が行う業務を第5条に規定しております。第6条には、指定管理者が行う管理業務の基準を規定しております。第7条には、駅前広場における禁止行為を規定しております。第8条には、占有許可として第1項ではタクシー待機場、バス待機場の利用は町長の占有許可が必要なことを規定しております。第3項には、駅前広場の歩道上等において集会、演説、地域の活性化に資する事業などを行う場合は、町長の許可を受けることが必要であることを定め、ただし書きにおいて駅前広場のうち、別途定める区域においては、指定管理者に利用の承認を行わせることができる規定としております。

議案第63号資料をごらんください。

資料の1ページには規則の案を、資料の2ページには別図としまして駅前広場のうち、指定管理ができる範囲を定めております。

議案にお戻りください。

第9条から第11条につきましては、施設の利用に関する事項として、利用の条件、許可の期間、許可の変更等について定めております。第12条には、第1項から第3項で、指定管理者が管理する範囲においては、利用者は指定管理者から利用の承認を受け、その利用料金は指定管理者の収入として收受させ、利用料金は条例別表の占用料等を参考に指定管理者が町長の承認を得て定めることを規定しております。第4項で指定管理者が管理する範囲以外は、町長が条例別表の占用料を徴収することを規定しております。第13条から第17条は占用料の減免、還付、許可の失効、原状回復義務、監督処分をそれぞれ規定しております。第18条は、駅前広場を損傷した場合の損害賠償を規定しております。第19条には、指定管理部分の供用の休止について規定しています。第20条には、第13条から第17条における指定管理を行う場合の準用規定で、読み替えを規定しております。第21条につきましては、規則への委任を規定しております。

附則では、施行日を公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日としており、附則第2項によりまして、条例施行前に行う指定管理の指定手続きや供用に向けた準備行為につきましては、公布の日から行うことができることとしております。また、附則第3項で、福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例を廃止いたします。

なお、議案第63号説明資料としましては、本条例の施行に必要な事項を定めた施行規則案を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、議案第63号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明の途中でありますけれども、暫時休憩したいと思います。
再開につきましては、10時45分からよろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時44分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。

日程第12 議案第64号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第12、議案第64号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第64号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第64号資料1ページをごらんください。

今回の改正は、福祉医療費助成事業のうち、重度障害者医療の所得制限は国の自立支援医療制度の所得基準を準用しています。また、子ども医療を除く各制度における低所得者基準についても自立支援医療制度の基準に合わせています。準用している「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係る政令及び規則が改正されたことから、平成30年9月1日に兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことに伴い、福崎町福祉医療費助成条例を改正しようとするものです。

内容は、未婚のひとり親家庭に対して寡婦等との不均衡を是正するため、福祉医療における市町村民税所得割額の算定等において、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦または寡夫とみなして税額を計算するというものでございます。

資料2ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条第23号の改正は、低所得者区分における適用として、用語の定義において、婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻をしていない方を地方税法第292条第1項第1号イに定める寡婦、または同項第12号に定める寡夫とみなした上で同法第295条第1項第2号の規定により当該市町村民税が課されないことになる方として、市町村民税非課税者に含めようとするものです。

3ページをお願いいたします。

第3条第5項の追加は重度障害者医療の所得制限額の算定における適用として、第2条と同様に寡婦等とみなしても、なお当該市町村民税の納税義務者となる方について、同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額と同等の額を用いて、所得割額の合計額を算定しようとするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定は平成30年9月1日から適用いたします。

以上で、議案第64号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第13 議案第65号 平成30年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第13、議案第65号、平成30年度福崎町一般会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第65号について、ご説明申し上げます。

平成30年度福崎町一般会計予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億9,340万円を追加し、補正後の予算の総額を94億5,070万円とするものであります。

主な補正内容は、地方公務員の人事院勧告に基づく職員の給与改定等並びに人事異動等による人件費の増減、小・中学校の全ての普通教室と特別支援教室に空調設備の設置に係る歳入歳出の増額、文珠荘の外壁塗装及び屋上の全面防水工事、子どものための教育・保育給付費における過年度の国・県への税外還付金の歳出の増額、平成30年3月利用分より本庁舎上下水道施設も含めた高圧電力の調達について、関西電力との契約に伴い法人特約割引の変動等による電気代の増減などであります。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、人事院勧告に合わせた初任給、若年層を中心とした給料月額引き上げ、期末手当または勤勉手当の0.05カ月分引き上げといった改定等による増額、4月1日以降の職員の人事異動による各会計目間における増減と、当初予算で積算していた幼児園の臨時職員の採用減などによる減額、こういったものを精算して計上しております。

一般会計予算に係る特別職3名及び水道及び下水道事業等を除く職員220名に係る人件費の補正額は、一般会計職員で1,794万2,000円の減、特別会計に対する繰出金で528万9,000円の減、合計で2,323万1,000円の減額となります。特別職3名は、合計137万2,000円の減となります。一般会計職員の1,794万2,000円の減の主な項目別内訳ですが、給料で2,188万5,000円の減、期末勤勉手当で142万6,000円の増、災害等による時間外手当で522万円の増、県共済組合負担金で、人勧による給料や期末勤勉手当の増加による影響よりも短期の共済組合の負担金等の減少影響が大きく、476万円の減であります。このたびの人事院勧告の影響額は全会計で542万5,000円の増であります。

議案第65号説明資料の1ページに全会計の給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第65号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第14 議案第66号 平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第15 議案第67号 平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
について

日程第16 議案第68号 平成30年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

議 長 日程第14、議案第66号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第16、議案第68号、平成30年度福崎

町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの議案を一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第66号から68号までについて、ご説明いたします。

議案第66号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万1,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ20億867万1,000円とするものです。

めくっていただきまして、第1表をお願いいたします。

補正の内容につきましては、一般会計にもございましたが、人事院勧告による職員の給与等で、歳出では総務費、歳入では繰入金をそれぞれ37万1,000円増額するものです。事項別明細書5ページから7ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第66号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第67号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ2億5,363万3,000円とするものです。

おめくりいただきまして、第1表をごらんください。

補正の内容は、人事院勧告による職員給料等の増で、歳出では総務費、歳入では繰入金をそれぞれ3万3,000円増額するものです。事項別明細書の5ページから7ページには、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

続きまして、議案第68号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ575万4,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ16億6,084万6,000円とするものです。

おめくりいただきまして、第1表をごらんください。

補正の内容につきましては、人事院勧告による職員給料等の増と職員の異動による減で、歳出では総務費及び地域支援事業費、歳入では国庫支出金、県支出金及び繰入金それぞれ合わせて575万4,000円の減額を行うものでございます。事項別明細書の13ページから15ページには、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第17 議案第69号 平成30年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第18 議案第70号 平成30年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第71号 平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第17、議案第69号、平成30年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてから、日程第19、議案第71号、平成30年度福崎町下水道事業

会計補正予算（第1号）についてまでの議案を一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第69号、平成30年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告等に基づく人件費の補正並びに福田水源地ろ過機設置工事の施工不良に係る収入と支出、また工業団地配水池更新工事に係る土地購入費について補正をお願いするものです。第2条では、平成30年度福崎町水道事業会計、第3条の収益的収入及び支出の収入を417万円増額し、4億6,147万円に、支出を730万円増額し、4億3,240万円としようとするものです。

第3条では、予算第4条の本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,534万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,177万円、過年度分損益勘定留保資金6,404万5,000円及び建設改良積立金取り崩し額2億5,951万6,000円で補填するものとする」に改めます。

資本的収入及び支出の収入はなく、支出を24万円増額し、4億7,624万円にしようとするものです。

また、第4条では、職員給与費を428万3,000円追加し、6,075万6,000円にしようとするものです。

次のページからの補正予算に関する説明書の水補1、2ページには実施計画を添付していますが、説明につきましては、議案第69号資料をごらんください。

収入につきましては、福田水源地ろ過機底板下部工事の施工不良に係る解決金として、本工事の施工監理者から全額の支払いがあり、特別利益でその他特別利益として417万円を追加いたします。支出につきましては、営業費用で原水及び浄水費は462万3,000円を追加、配水及び給水費は17万8,000円を追加、総係費は51万8,000円を減額いたします。内容につきましては、給料、手当、賞与等引当金繰入金、法定福利費で、詳細は内訳欄のとおりです。

また、特別損失では、その他特別損失で、福田水源地のろ過機底板下部の補修工事等に要した費用301万7,000円を追加いたします。

次に、資本的収入及び支出では、支出で、工業団地配水池更新工事において、町有地の購入面積が増えたことにより、土地購入費24万円を追加いたします。

水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、水補4、5ページには給与費明細書を、水補6ページから8ページには予定貸借対照表をお示ししております。

以上、議案第69号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第70号、平成30年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告等に伴い人件費の補正するもので、第2条は予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、支出を27万8,000円追加し、4,847万8,000円にしようとするものです。

また、第3条では職員給与費を27万8,000円追加し、953万円にしようとするものであります。

次のページからの補正予算に関する説明書の工水補1ページには実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第70号資料をごらんください。

営業費用で送水及び配水費に27万8,000円を追加しています。内容につきましては、給料、手当、賞与等引当金繰入金、法定福利費で詳細は内訳欄にそれぞれ記載のとおりでございます。

その他説明資料として、工水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、3、4ページには給与費明細書、5ページから7ページには予定貸借対照表をお示ししていますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第70号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号、平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正内容は、職員の人事異動等及び人事院勧告等に基づく人件費の補正並びに農業集落排水処理施設の管理に係る債務負担行為を追加計上するものです。補正予算の第2条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の支出を32万4,000円減額し、10億7,067万6,000円に、第3条では、予算第4条の本文括弧書き中で規定した資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填額について、「不足する額3億8,355万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額723万8,000円、過年度分損益勘定留保資金5,888万円及び当年度分損益勘定留保資金3億1,743万9,000円」に改めるとともに、資本的収入及び支出の支出において、744万3,000円を減額して、8億7,425万7,000円にしようとするものでございます。

第4条は、予算第8条に定めた職員給与費を776万7,000円減額し、5,294万8,000円にしようとするものでございます。

第5条は、債務負担行為を新たに設定するもので、内容は農業集落排水処理施設保守点検清掃業務について、平成31年度の1年間、限度額1,760万円を計上するものでございます。

それでは、補正内容について、説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、下水補1ページ、2ページに実施計画を添付していますが、説明につきましては、議案第71号資料をごらんください。

まず、1ページは収益的収入及び支出の支出でございます。目節ごとの補正額を記載していますが、左から5列目が補正予定額で、計の欄より右はセグメントごとの内容となっています。節の給料、手当、賞与等引当金繰入金、法定福利費を補正するもので、目、処理場費では、858万4,000円を減額、総係費は826万円を増額いたします。

資料2ページは、資本的収入及び支出の支出です。こちらと同じく、節の給料、手当、賞与等引当金繰入金、法定福利費を補正するもので、目、管路整備費は702万円を減額、雨水の管路整備費では、42万3,000円を減額いたします。詳細につきましては、内訳欄のとおりでございます。

次に、資料3ページでは、債務負担行為の設定について、農業集落排水処理施設6地区の保守管理清掃業務委託の状況をお示ししております。これまでは、委託グループを2グループ3年契約としておりましたが、株式会社橋本との合特法による随意契約期間が残り1年の平成31年度までであること、長目コミプラを平成30年度末で公共下水道へ統合することから、平成32年度からはグループを3地区ごとに再編成した上で3年間の契約となるよう、平成31年度の債務負担につきましては、単年度といたします。

その他説明資料として、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、

4、5ページには給与費明細書、6ページから8ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第71号の説明とさせていただきます。

3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第20 議案第72号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議長 日程第20、議案第72号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第72号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて、議会の議決を求めるものです。

福崎駅周辺整備の進捗によりまして、整備後の福崎駅前広場及び福崎駅田原線上に道路の起点及び終点のある路線につきましては、起終点の位置が変更となります。

議案を1枚めくっていただいた別紙をごらんください。

廃止する路線は、2級駅文化センター線ほか3路線。認定する路線は、同じく2級駅文化センター線ほか3路線でございます。それぞれの路線の位置等につきましては、議案第72号資料にお示ししております。

まず、1ページの右側をごらんください。

1ページは、参考といたしまして、起点と終点を示します位置図だけでは駅周辺整備により廃止される町道の区域がわかりにくいいため、廃止区域を重ねた図面としております。

2ページをごらんください。

左側は廃止する路線で、2級駅文化センター線、起点は福田字藤井317番1地先から、終点は馬田字スガキ86番1地先まで、延長は637.05メートル、幅員は3.1メートルから7.3メートルです。

右側は認定する路線で、2級駅文化センター線、起点は福田字藤井320番6地先から、終点は馬田字スガキ86番1地先まで、延長は624.30メートル、幅員は3.1メートルから7.3メートルです。

3ページをごらんください。

2本目は、左側が廃止する路線で、2級駅稲荷線、起点は福田字藤井326番6地先から、終点は福田字前田297番7地先まで、延長は217.13メートル、幅員は2.3メートルから4メートルでございます。

右側は認定する路線で、2級駅稲荷線、起点は福田字中溝300番15地先から、終点は福田字前田297番7地先まで、延長は106.62メートル、幅員は4.0メートルから10.8メートルです。

4ページをごらんください。

3本目は、左側が廃止する路線で、2級駅新町線、起点は福田字中溝300番16地先から、終点は福崎新字浦野269番2地先まで、延長は861.43メートル、幅員は3.3メートルから12メートルです。

右側は認定する路線で、2級駅新町線、起点は福田字中溝299番5地先から、終点は福崎新字浦野269番2地先まで、延長は814.27メートル、幅員は3.3メートルから12メートルです。

5 ページをごらんください。

4 本目は、左側が廃止する路線で、4 級 7 8 7 号線、起点は福田字藤井 3 4 2 番 1 地先から、終点は福崎字藤井 3 3 1 番 3 地先まで、延長は 1 0 5 . 7 7 メートル、幅員は 2 . 1 メートルから 2 . 6 メートルです。

右側は認定する路線で、4 級 7 8 7 号線、起点は福田字藤井 3 4 2 番 1 地先から、終点は福田字藤井 3 4 3 番 3 地先まで、延長は 3 8 . 5 8 メートル、幅員は 3 . 1 メートルから 2 2 . 0 メートルです。

以上、議案第 7 2 号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議

長 以上で、本定例会 1 日目の日程は終わりました。

次の定例会 2 日目は 1 2 月 1 0 日 月曜日、午前 9 時 3 0 分から再開いたします。それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前 1 1 時 3 2 分